令和5年度決算 財務書類

注記 (一般会計等)

1	金田みる乳士列
1	重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
  - ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得価額 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
    - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・再調達価額 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
    - イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの・・・・・・・取得価額

取得価額が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得価額 ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
  - ①有価証券
    - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格
    - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得価額
  - ②出資金
    - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格
    - イ 市場価格のないもの・・・・・・・出資金額
- (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年~50年

工作物 3年~75年

物品 2年~30年

②無形固定資産 (リース資産を除きます。) ・・・・・・・・・ 定額法 (ソフトウェアについては、当市における見込利用期間 (5年) に基づく定額法によっています。)

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内の リース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 100 万円以下のリース取引 を除きます。)・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

# (5) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

#### ②徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能 見込額を計上しています。

# ③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

# ④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全 化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上していま す。

#### ⑤賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

# (6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が 1 年以内のリース取引及 びリース料総額が 100 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

# (7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

# (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円 (美術品は 300 万円) 以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

#### ②上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として、取得価額又は再調達価額が 100 万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については、物品・建物・工作物等の償却資産(減価償却を行う資産)と異なり、非償却資産(減価償却を行わない資産)であることから、全ての土地を資産として計上しています。

# ③資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 100 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

# 2 重要な会計方針の変更等

該当なし

# 3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃 該当なし

#### (2)組織・機構の大幅な変更

令和5年度以降の職員の定年は、段階的に65歳に引き上げられる予定です。

#### (3) 地方財政制度の大幅な改正

令和6年度税制改正に伴い、令和6年度所得税及び市県民税において定額減税が実施される予定です。

# (4) 重大な災害等の発生

- ①令和5年7月豪雨、令和5年台風第7号の被害に対する災害復旧事業費
  - · 令和 5 年度 8 月専決補正: 61,740 千円 (市道等応急復旧)
  - 令和5年度9月補正:1,030,164千円(市道、河川、林道、農地、農業用施設、学校施設)
  - 令和 5 年度 9 月追加補正: 2,682,320 千円(市道、河川、公園、林道、農地、農業用施設)
  - ・令和5年度12月補正:2,226,331千円(河川、林道、農地、農業用施設)
  - ・令和5年度2月補正:▲675,734千円(市道・河川の事業費の精査、林道、農地)
  - ・令和6年度当初予算:3,386,311千円(市道、林道、農地、農業用施設)
  - · 令和 6 年度 6 月補正: 289,357 千円 (市道、生涯学習施設)
  - · 令和 6 年度 9 月補正: 5,300 千円 (林道)
- ②令和6年6月及び7月豪雨、令和6年台風第10号、令和6年11月大雨の被害に対する 災害復旧事業費
  - · 令和 6 年度 9 月補正: 26,164 千円 (河川、農地、農業用施設)
  - · 令和 6 年度 9 月追加補正: 2,500 千円 (河川)
  - ・令和6年度12月補正:417.903千円(林道、農地、農業用施設)
  - · 令和 6 年度 12 月追加補正: 155,682 千円 (道路、農地、農業用施設)

#### 4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
	確定債務額	履行すべき額が確定していない		<b>少</b> //> <b>, ,  /</b> / <b>,</b>			
団体名		損失補償債務等					
凹件泊		損失補償等	貸借対照表	総額			
		引当金計上額	未計上額				
鳥取市土地開発公社	-千円	1,987,286 千円	4,595,697 千円	6,582,983 千円			
鳥取県産業振興機構	-千円	237,576 千円	一千円	237,576 千円			
鳥取県信用保証協会	-千円	589 千円	一千円	589 千円			

# (2) 係争中の訴訟等

該当なし

#### 5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
    - 一般会計
    - 十地区画整理費特別会計

高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計

障害者住宅整備資金貸付事業費特別会計 土地取得費特別会計 墓苑事業費特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計

- ②一般会計等のうち、土地区画整理費特別会計の公債費以外については、普通会計に含まれません。
- ③地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、 出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計 数としています。
- ④千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のと おりです。

 実質赤字比率
 -%

 連結実質赤字比率
 -%

 実質公債費比率
 8.8%

 将来負担比率
 65.0%

- ⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 169,232 千円 PFI 事業により整備した施設に係る将来の支払額 市民体育館再整備事業 4.316.975 千円
- ⑦繰越事業に係る将来の支出予定額 6,081,385 千円
- (2) 貸借対照表に係る事項
  - ①減債基金に係る積立不足額 該当なし
  - ②基金借入金(繰替運用) 該当なし
  - ③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 102,780,127 千円
  - ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次の

とおりです。

標準財政規模 51,691,943 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 8,900,752 千円

将来負担額 162,186,040 千円

充当可能基金額 14,374,078 千円

特定財源見込額 17,205,681 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 102,780,127 千円

⑤地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上された

リース債務金額 3,411,078 千円

#### (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

# ②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

#### (4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 4,016,818 千円

# ②既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)	
歳入歳出決算書	114,165,281 千円	111,334106 千円	
財務書類の対象となる会計の範囲	143,828 千円	128,840 千円	
の相違に伴う差額	143,020   🗇	120,040   円	
繰越金に伴う差額	△2,948,474 千円	一千円	
調定外誤納金に伴う差額	△9,284 千円	△5,528 千円	
一般会計等の相殺処理に伴う差額	△39,634 千円	△39,634 千円	
資金収支計算書	111,311,717 千円	111,417,785 千円	

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(土地区画整理費特別会計、高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計、定害者住宅整備資金貸付事業費特別会計、土地取得費特別会計、墓苑事業費特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計)の分だけ相違します。

また、歳入支出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しない ため、その分だけ相違します。

# ③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳 資金収支計算書

業務活動収支	3,308,435 千円
国県等補助金収入(投資活動収入)	750,550 千円
その他の収入(投資活動収入)	743,295 千円
その他の収入(財務活動収入)	12,724 千円
未収金・長期延滞債権等の増減額	42,187 千円
未払金・長期未払金の増減額	19,020 千円
基金の増減額(償却原価法)	29 千円
減価償却費	$\triangle$ 8,730,358 千円
賞与等引当金増減額	△132,342 千円
退職手当引当金増減額	$\triangle 284,577$ 千円
徵収不能引当金増減額	$\triangle 36,348$ 千円
有価証券損失増減額	$\triangle 678$ 千円
損失補償等引当金増減	△98,538 千円
資産除売却損益	△138,916 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△4,545,517 千円

# ④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額

25,000,000 千円

一時借入金に係る利子額

該当なし